

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開議

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第10号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

おはようございます。4番後藤田麻美子です。

総務教育常任委員会は、9月12日午前10時より開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第10号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

現在、臨時雇用職員の人数は127人。今後制度の創設に伴い財政上の負担はどうかとの問いに対しまして、現在の臨時雇用職員を全て会計年度任用職員に移行すれば概算で年間2500万円増となるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正は法律改正に伴い来年4月1日から会計年度任用職員、こういう制度が始めるものに伴うものでございます。非常勤職員に対して期末手当を支給するなど待遇の改善も図られております。そして、先ほど委員長の報告にもありましたように年間2500万円程度の町の負担増、つまり職員にとっては待遇改善につながるものではございます。しかしながら、次の2点で非常に大きな問題があると思ひ、考え反対をいたします。

1点目は、臨時非常勤の正規化や正規職員の定員拡大など根本的な改善策が示されていません。

2点目、任用の条件が限定されない会計年度任用職員の創設で臨時非常勤の職を人員の調整弁として利用している現状が合法化され、無期限任用の原則を掘り崩すことになりかねない。こういう2点、会計年度任用職員制度自体に問題があります。よって、この条例改正に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。この条例に関しましては、パートさんは大事な行政の一員となってやっていただいております。だから、必要かつパートさんにとっても重要な条例でございますので皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第11号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

改正に当たり総代、衛生委員は業務委託にすることだが、業務中に事故など発生した場合の対応はとの問いに対しまして、従来は特別職の公務員の扱いとなっていたが今後その扱いができなくなり、業務中の補償については今後精査していくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫君でございます。この条例制定でございますが、この一部に会計年度任用職員制度に伴う部分が含まれております。議案第10号でも反対理由を述べました。同様の理由で会計年度任用職員制度に伴うものでございますので反対をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（鈴木康友君）

議長。

○議長（横井良隆君）

1番鈴木康友議員。

○1番（鈴木康友君）

1番鈴木康友です。賛成の討論をさせていただきます。本案は地方公務員法及び地方自治法改正に伴う条例の制定でございます。本案、地方公務員等の該当する方々が条例改正後による報酬等不利益をこうむらない点を考慮いたしましてもこちらの件は賛成が妥当かと思われまます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第12号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第12号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第13号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第13号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

福祉建設常任委員会は、9月13日午前10時より開会いたしました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第13号大治町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第14号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第14号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第14号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。この条例改正でございますが、その一部に会計年度任用職員の制度の創設に伴う部分がございます。議案第10号でも述べさせていただきましたように、会計年度任用職員制度これは非常に問題のある制度ということで反対をしておりますので、この条例改正にも反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。議案第14号大治町職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。

この条例の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正で、地方公務員法において会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、非常勤職員の給与に関する規定を整備するため必要な改正であると考え賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第15号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第15号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第16号大治町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第16号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議案第16号大治町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑を報告します。

貸し付けされる限度は幾らまでかの質問に対しまして、被害の程度に応じて条例第13条においてそれぞれ限度額が定められているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第17号令和元年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第17号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第17号令和元年度大治町一般会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第17号令和元年度大治町一般会計補正予算（第3号）について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑を報告いたします。

子ども子育て支援臨時交付金は今後どのようにっていくのかと質問に対しまして、一時預かりに対する給付は、国2分の1、県4分の1、町4分の1。また補足給付費、これは副食費になりますが、県、国、町それぞれ3分の1の負担となるとの答弁でした。

また、児童クラブ管理運営費で土地の寄附に対して児童クラブの施設のみの建設予定なのかと質問に対しまして、児童クラブだけでなく子育て交流や子供の居場所として利用できるスペースをあわせ持った施設を検討しているとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大治町社会福祉協議会運営費補助金476万1000円。この部分について反対をいたしますので、反対理由としては大きく2つございます。

1つは、4月1日に新たに事務局長を採用したということでございますが、4月1日から採用するならば3月予算、当初予算のときに当然予算として出していくべきである。また、3月に間に合わないとしても6月議会など出せる機会はあるのになぜ今ごろ出してきたのか。余りにも遅いのではないかというのが1点でございます。

2点目は、事務局長は昨年までの大治町の福祉部長でございます。当然、人事権は社会福祉協議会にございますが、補助対象で100%補助になっております。だから、人事権としては社会福祉協議会にあるとはいえ町が全部お金を出すわけでございます。定年された職員、再任用という制度がございます。私は職員みんな希望されれば再任用でやるべきだと。個人で違うところを探されるならいいことですが、町費が100%入っているところにいわゆる天下りの的に入っていくのはいかがなものか。その2点で私は反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○6番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

6番松本英隆議員。

○6番（松本英隆君）

6番松本です。議案第17号令和元年度大治町一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

この補正予算は幼稚園の無償化や子育て支援によるもの。また砂子の排水機施設の維持管理などどれも町民の方の生活に直結するものであります。したがって、この案件に賛成するものであります。皆様の賛同をお願いします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第17号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第18号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第18号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本英隆です。

議案第18号令和元年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はございませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第19号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第19号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第19号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議案第19号令和元年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第19号は各委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第20号令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第20号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議案第20号令和元年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第21号平成30年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第21号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第21号平成30年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

財務諸表等作成支援業務委託料が前年度より500万円くらい安くなっているがその理由はその問いに対してまして、前年度の業務内容は固定資産の台帳の整備で初年度全て洗い出した。平成30年度は新たに更新した分だけなので委託料が減っているとの答弁でした。

また、大治西小学校トイレ改修工事で設計監督支援業務委託料の説明をその問いに対して、設計の業務の際、設計監理業者が入り、それに加え設計図書が正しいかどうか。それから施工方法はそれで正しいかということ第三者に委託して支援をしてもらったとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議案第21号平成30年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

主な質疑を報告いたします。

資源回収に伴う収益金が676万円計上されている。総合計画に基づいて計画どおりにしているのか。また収益になる鉄くずを抜いて不燃ごみの軽量化を図っているところがあるが、MOTTAINAIでも出ると思うがその点で告知か何か方法は考えているのかの問いに対しまして、平成32年度でごみ処理量が6,325トン、資源が1,400トン、合計7,725トン。直近の平成30年の実績で確認すると合計で6,847トンで下回っている。逆にいえば資源の量も再資源化が進んでいると捉えている。不燃ごみから資源ごみを抜き取る作業を行政の方から依頼するのは厳しいと考えている。現在行っていたいただいているところに関してははげがないように周知をしている。また、ごみ排出ランキングを出し、住民の意思高揚を高めていくことがまちづくりの一環と考える。ごみの細分化イコール再資源化を訴えており、今後もMOTTAINAIもしくは広報を通して住民周知に心がけていきたいとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大きく2点で反対をさせていただきます。

1点目は、民間保育所運営費補助金についてでございます。以前の議会の中でも私、大治はなつね保育園の運営費補助金、補助金交付要綱を民間事業者が決定してから変えて町負担をふやしているという点を指摘させていただきました。昨年度からその部分の支払いも始まっております。到底認められることではないと思っております。

2点目は、国民健康保険特別会計に対する繰り出しでございます。昨年度、国保税が引き上げになりました。一般会計の立場からいけば繰り出しをふやして保険税引き上げをやめさせるべきであると考えております。以上2点で決算の認定に反対をいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員。

○11番（服部勇夫君）

11番服部でございます。本案の賛成の立場で討論をさせていただきます。

歳入の根幹となる町税収入は監査委員からの意見にもありますように、前年度に比べ7年連続であります。0.6%の増となりました。その中で財政上先行きがわからない中で子育ての支援として妊娠期から子育て期の切れ目ない支援として子育て世代包括支援センターの設立。大治はなつね保育園の開園。小中学校においてはトイレ改修などの住環境の整備。スポーツセンターにおきましてはメインアリーナの天井板撤去工事等を住民の安心安全の対策として行われてきました。その中でもっと災害に対しては準用河川のしゅんせつ等、防災公園の設備に関する用地買収などを事細かに行われてきた決算でございましたので、監査委員の意見にもあるように適切に行われたという点を踏まえまして本案に賛成をしていくものでございます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する各委員長報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第21号は各委員長報告のとおり認定されました。

日程第13、議案第22号平成30年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第22号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議案第22号平成30年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫君議員。

○9番（吉原経夫君）

国民健康保険特別会計の決算でございますが、予算のときにも指摘させていただいたように、その他繰越金が当初よりも見込みよりたくさん出ると私指摘させていただきました。そのとおり補正として2億970万3000円繰越金が出てきている。それでその結果、基金の積み立てが補正として2億987万5000円基金に積み立てている。そういうお金があるんだったら国保税の値上げをやめるべきだったと。これは当初予算のときから指摘させていただいてそのとおりの結果になっているということで、この決算には到底賛成で

きるものではございません。基金に繰り入れるのではなく国保税を引き下げるべきだと  
そういう考えで決算の認定に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案の賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

議案第22号平成30年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛  
成の立場から討論させていただきます。

平成30年度の国民健康保険制度は愛知県での広域化となり、財政運営の責任主体であ  
る県が市町村ごとの標準保険税率を算定したものを参考に町で保険税率の決定や保険税  
の賦課徴収が行われております。歳入では保険税全体の収納状況は前年度を上回る結果  
となり、平日及び休日の滞納整理の実施状況に反映された結果となっております。

また、歳出では特定検診、人間ドックや医療費通知が実施され、医療費の適正化に努  
めるための施策が行われております。反対討論では支払準備基金を保険税に充てればと  
いうような趣旨の発言がありましたが、本会議場での行政側より保険税の決定は標準保  
険税率、医療費、被保険者の所得水準や年齢階層、収納率を踏まえ、今後の保険税率の  
上昇を緩和するための財源として支払準備基金を活用していくとの説明を得ていますの  
でこの決算の認定に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定す  
ることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第14、議案第23号平成30年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につい  
てを議題といたします。

議案第23号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第23号平成30年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

財産運用収入の中の利子及び配当金が当初予算と基金利子が全く同じであるがとの問いに対しまして、利息が0.04%で予算計上時にわかっていたので変わりはないとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第15、議案第24号平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第24号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第24号平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

報告すべき質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第24号平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。介護保険特別会計歳入歳出決算でございますが、当初予算のときにも指摘させていただきました。介護給付費準備基金積立金、これが当初予算よりも必ずふえるだろうと。事実、補正予算で3335万9000円ふえております。これを使えば介護保険料を引き上げる必要がなかった。不必要に介護保険料を引き上げたということで反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○5番（若山照洋君）

議長。

○議長（横井良隆君）

5番若山照洋議員、どうぞ。

○5番（若山照洋君）

議案第24号平成30年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

保険事業勘定においては、歳入では国、支払基金、県及び町の負担金が適正に処理されており、歳出でも介護給付費及び地域支援事業費が適正に行われ、高齢者の意向に沿った各種介護サービスが行われたと思います。また、介護サービス事業勘定でもデイサービス事業所として利用者の日常生活の自立に向け適正に運営されたと思います。よって、この決算の認定に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 10名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第16、議案第25号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第25号について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

はい、議長。

○議長（横井良隆君）

総務教育常任委員長、どうぞ。

○総務教育常任委員長（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

議案第25号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

人件費の財源はどこから出ているのかとの問いに対しまして、一般会計の繰り入れであるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長の報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

6番松本です。

議案第25号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で各委員長の報告を終わります。

これから各委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

次に、福祉建設常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第17、議案第26号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第26号について、福祉建設常任委員長から報告を求めます。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

福祉建設常任委員長、どうぞ。

○福祉建設常任委員長（松本英隆君）

議案第26号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（横井良隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり認定されました。  
ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時48分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第27号工事請負契約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第27号工事請負契約について。

令和元年7月5日、事後審査型一般競争入札に付した公共下水道工事その1（北間島地区）について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和元年9月4日提出、大治町長。

本件の公共下水道工事その1（北間島地区）の請負契約は、契約金額1億780万円で株式会社加藤建設と契約を締結するものです。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

1点ちょっとお聞きしたいんですが、来月10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられる予定でございます。この工事請負契約、工期は契約の日の翌日とあります。消費税に関しては9月に契約すれば全て8%なのか、10月にずれ込むことはないと思うんですが、そこら辺消費税との関係はどうなっているんでしょうか。

○下水道課長（済田茂夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

下水道課長、どうぞ。

[発言する者あり]

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑のある方。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第27号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第27号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第27号は可決されました。

日程第19、議案第28号海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第28号海部地方教育事務協議会規約の変更について。

海部地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するものとする。令和元年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、幹事会の定数の見直し及び飛島村村立義務教育学校の設置に伴い、海部地方教育事務協議会規約を変更することについて協議する必要があるためでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

幹事会の定数の見直しでございますが、これはもともと市町村合併する前の定数がそのまま合併したところも残ってきているんじゃないかと思います。なぜ今改正なのか。市町村合併されて落ち着いたらすぐ改正すべきではなかったのかと思うんですが、そこら辺どうしてでしょうか。

○学校教育課長（吉川孝志君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（吉川孝志君）

幹事会につきましては、4名から7名ということで今回増員させて協議会を充実させるということで飛島村の村立義務教育学校の設置に伴い、あわせて改正するものでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑のある方。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

ですから、今1つ目の質問に対して答弁が余りわからなかったんですが、飛島村立義務教育学校の設置に伴うものはわかります。だから変える必要があると。ただ、幹事会の定数については、7というのは今の市町村の数じゃないかなと思うんですよ。ですから市町村合併である程度落ち着いた段階ですぐ幹事会の定数を変えればよかったのになぜ今なのかと。そこら辺関係ないかどうかはどういう考えでやっているのかと。その点の答弁がないのでそこら辺を答弁お願いします。

○学校教育課長（吉川孝志君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長、どうぞ。

○学校教育課長（吉川孝志君）

先ほども答弁したとおりでございますが、4名のところを7名で任用して今回改正をあわせてやったものでございます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

いやだから、4名というのは大抵海部東部とか海部南部とかそういう地域ごとに1人ということかなと僕は思うんですよ。7名というのは今の市町村の数ですから市町村から1人ということかなと思うので、当然ふやしたということはそれだけ議論を充実させるためというのはわかりますが、4名というのはそういう根拠があつての4名。7名は

市町村の数という根拠があつての7名だと思っているのでそこら辺市町村の数が7になった時点で充実させるならその時点で改正させるのがよかつたんじゃないかと。それがなんで今なのかということです。飛島村立義務教育学校をつくるから必ず変えなきゃいけないからついでに変えたのか。言い方としては。だって、もうついでに変えていると思えないんですが、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○教育長（平野香代子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育長、どうぞ。

○教育長（平野香代子君）

今まで議員おっしゃるように4名で幹事会をさせていただいておりますので、確かに4名と7名ということで前はおっしゃるとおり13名の中の代表4名で進めてきたわけですが、それぞれ市町合併がございまして今7市町になりましたので、やはり7名が一緒に話をしたほうが良いということでちょっと手続上4人から7人というところでダブるところがございましたので、この義務教育学校を設立されることにあわせまして7名にさせていただくということでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第28号は会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第28号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第28号は可決されました。

日程第20、議案第29号令和元年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第29号令和元年度大治町一般会計補正予算。

令和元年度大治町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9289万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年9月24日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、大治中学校夜間照明コンクリート柱調査業務委託に要する経費として121万円を計上するものでございます。これらの財源として繰越金を充てるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

8番林 哲秀でございます。中学校の照明器具の支柱をつける前に検査するということが大変いいことだと思いますが、小学校が3つあります。中学校にも外回りにネットが張ってある支柱がありますが、ちょっと私年数がどれだけの耐久年数かわかりませんが、ああいうものも風が吹けば当然圧がかかるとは思います、そういうそこら辺の点は

教育長どういうふうに考えてみえるのか。検査しなくていいのか、現状は。しないかんのか。どうですか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長、どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

今回の御提案を申し上げております追加補正につきましては、今のところ中学校の照明柱についての追加補正でございます。御質疑に関しましては議題と少しずれますが、ここで答弁させていただければ答弁させていただきますが。

○議長（横井良隆君）

どうぞ。

○総務部長（糸野和彦君）

それでは答弁させていただきます。今後、防球ネット、大治小学校、南小学校、西小学校、大治中学校確かにございます。またさらには球技場にもネットがございます。それらコンクリート柱につきましては、今後経過観察をずっとしていくということで定期的にまたコンクリート柱の診断士等を入れながら経過を観察していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○8番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

8番林 哲秀議員。

○8番（林 哲秀君）

いい答弁をありがとうございました。千葉県でもあったようにとんでもない風が吹くという世界になってきましてちょっと想像がつかみませんので、今後ともよろしく注意を払ってお願いいたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第29号は会議規則第39条第3項により委員会の付

託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第29号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第29号は可決されました。

日程第21、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の三輪昭子氏は令和2年3月31日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は三輪昭子さんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、三輪昭子さんを適任とすることに決定をいたしました。

日程第22、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の秋田辰己氏は令和2年3月31日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は秋田辰己さんを適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、秋田辰己さんを適任とすることに決定をいたしました。

日程第23、発議第2号子ども医療費助成制度の拡充などを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

発議第2号子ども医療費助成制度の拡充などを求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年9月4日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書は、1、子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担における減額調整措置、いわゆるペナルティー、これを全て廃止すること。2、小学校入学前まで医療費無料制度を国の制度として早期に実施すること。非常に控えめな意見書でございます。名古屋市議会で同様の意見書が全会一致で可決されております。いろいろ議員の皆様考え方はあるかもしれませんが、この点では最低限一致できる内容でございますので意見書としてお認めいただくようお願いいたします。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番林 健児議員。

○7番（林 健児君）

7番林 健児です。この意見書の内容に子供の小学校入学までの医療費無料制度を国の制度として早急に実施することと書かれておりますが、これを国の制度として実施した場合に国の負担額というのはお幾らぐらいになるんでしょう。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

国の負担額としては計算をしておりません。町の負担が減るわけですから町の負担がふえる場合でしたらきちっと精査をする必要があると思いますが、町の負担が減ることでございますので具体的に幾らと試算する必要もないということで試算をしておりません。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、発議第2号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第2号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 1名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

日程第24、発議第3号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番後藤田麻美子議員、どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

発議第3号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年

9月4日提出、提出者大治町議会議員後藤田麻美子。

学校現場では子供たちの健全育成に真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていません。また、子供たちが全国どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであります。自治体の財政は圧迫されております。教育の機会均等と水準確保のために義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは国が果たさなければならない大きな責任の一つであります。よって、令和2年度の政府予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率の2分の1への復元にむけて十分な教育予算を確保されるよう要望します。地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。以上です。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第3号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

初めに、発議第3号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第3号は可決されました。

日程第25、発議第4号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。

発議第4号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和元年9月4日提出、提出者大治町議会議員吉原経夫。

この意見書ですが、これまでの国の私学助成制度は着実に成果を生んでおります。しかしながらまだ公私格差が残っており、その是正は必要であると思います。よって政府に対し国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望するものでございます。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。皆様の賛同をお願いいたします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○12番（下方繁孝君）

議長。

○議長（横井良隆君）

12番下方繁孝議員。

○12番（下方繁孝君）

私学の助成が私は経営は安定しているんじゃないかと思うんですが、この文面の中で財政が不安定な私学というのはどんな私学ですかね。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

どのようなと言われて固有名詞を出すわけに絶対いきませんが、一般的に愛知県の場合は余りありませんが、定員が集まっていない高等学校などそういうところもあるわけでそういうところは非常に厳しいと思います。この少子化の中でやはりそういうところもふえてきていると聞いております。それ以上についてはお答えしかねますので失礼いたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員。

○11番（服部勇夫君）

11番服部でございます。本意見書に関しましては、この中で提案にありますのは私学に対しての施設等経営に関するところの助成を懇願しているように思われます。先ほど他の議員からのそういうところで質問が出たんですが、授業料に関しては国は高校に対しては補助を与えております。今回の提案のところでは先ほど申し上げましたように、施設、入学金等の中にも施設費等という文面も入れられたり、あとのところでは私学の経営に対する補助を意見書として取り上げております。その辺のところでは経営とはどういうことか。そういうどんな意味を持つての経営なのかという質問をさせていただきたいと思っております。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

この意見書案では、まず就学支援金ですね、これはそれぞれのお子さんに支援する、御家庭に支援するもの。それ以外については私学の経営母体、そこに補助するものであると思われます。私学の経営が苦しいところに重点的にやるとかいうことではなくて、法律に基づいた国庫補助制度を堅持して私立高校、国庫補助金もそういう規則に基づいてやっていくということで特別経営が苦しいところだけを重点的にやるとかいうことではないと考えております。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員。

○11番（服部勇夫君）

今申しあげましたように授業料に関しては無償化の方向で今進んでおりまして、今回やっているのは施設、私立学校の施設等の懇願ということになっております。それプラス経営という懇願になってくるということでございますので、また先ほど提案者から回答がありましたように就学金、これは大学の方は無償化を進めて、のちには高校生にも無償化というお話は出ております。それに当たって今回意見書を出していく。この違和感というのはどうでしょうか。その辺のところの考え方をお聞きしたいと思います。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原でございます。無償化、これはいわゆる民主党政権のときに無償化され、また自公政権になってから一部有償化されている。変更されております。ですから、年収910万円未満は無償であるがそれ以上のところに関しては負担があるということで、その部分も含めて就学支援金を充実してほしい、拡充してほしいというのも一文載っておりますから、そういう私学に通う御家庭に対する一層の支援とともに、私学の経営に対する支援、両方を書いてある意見書だと思いますのでそこら辺ちょっと服部議員の御指摘とは若干違うと思うんですがどうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

他に。

○11番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番服部勇夫議員。

○11番（服部勇夫君）

奨学金に関しては、今大学の方は無償で借りても返さなくてもいいよとこういう無償化に進めます。高校生に関してもそういう動きがあるというのは御存じだと思います。その点を踏まえてお話をさせていただいております。当然、自民政権のときに所得制限をつけてやるのは当然の話でございます、高額の収入の方からいただくというのは当たり前だと僕は思っております。その辺のところを踏まえましての質問でございます

ので、こういう国の動向を推察をして意見書を出すべきであると考えますが、その辺は  
どうでしょうか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番吉原経夫議員。

○9番（吉原経夫君）

まず、この意見書ですが議会運営委員会で一致して採択したものでございます。今は  
自公政権、民主党政権等々の話もしましたが、事実関係として民主党政権のときに無償  
化したけれども自公政権になって一部所得制限を加えたとの事実を言っただけで、そ  
れに対していい悪いとかは僕はコメントする立場ではございません。この意見書に関し  
ては、僕の考え方を言う必要はなくて、ただ、この意見書には就学支援金を一層拡充し  
てほしいということですから、この無償化の範囲を拡大してほしいという意見書でござ  
います。私個人の意見を、議会運営委員会で一致して採択されたものでございますので、  
自分が一人を出している意見書ではございませんので私の意見をとやかく言うつもりは  
ございませんので、ちょっと服部議員の質問にお答えしかねます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時35分 休憩

午前11時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第4号は会議規則第39条第3項の規定により委員  
会の付託を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第4号は委員会の付託を省略することに決定をい

たしました。

これから討論に入ります。

まず最初に、発議第4号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、発議第4号は可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和元年9月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時40分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 若 山 照 洋

署名議員 松 本 英 隆